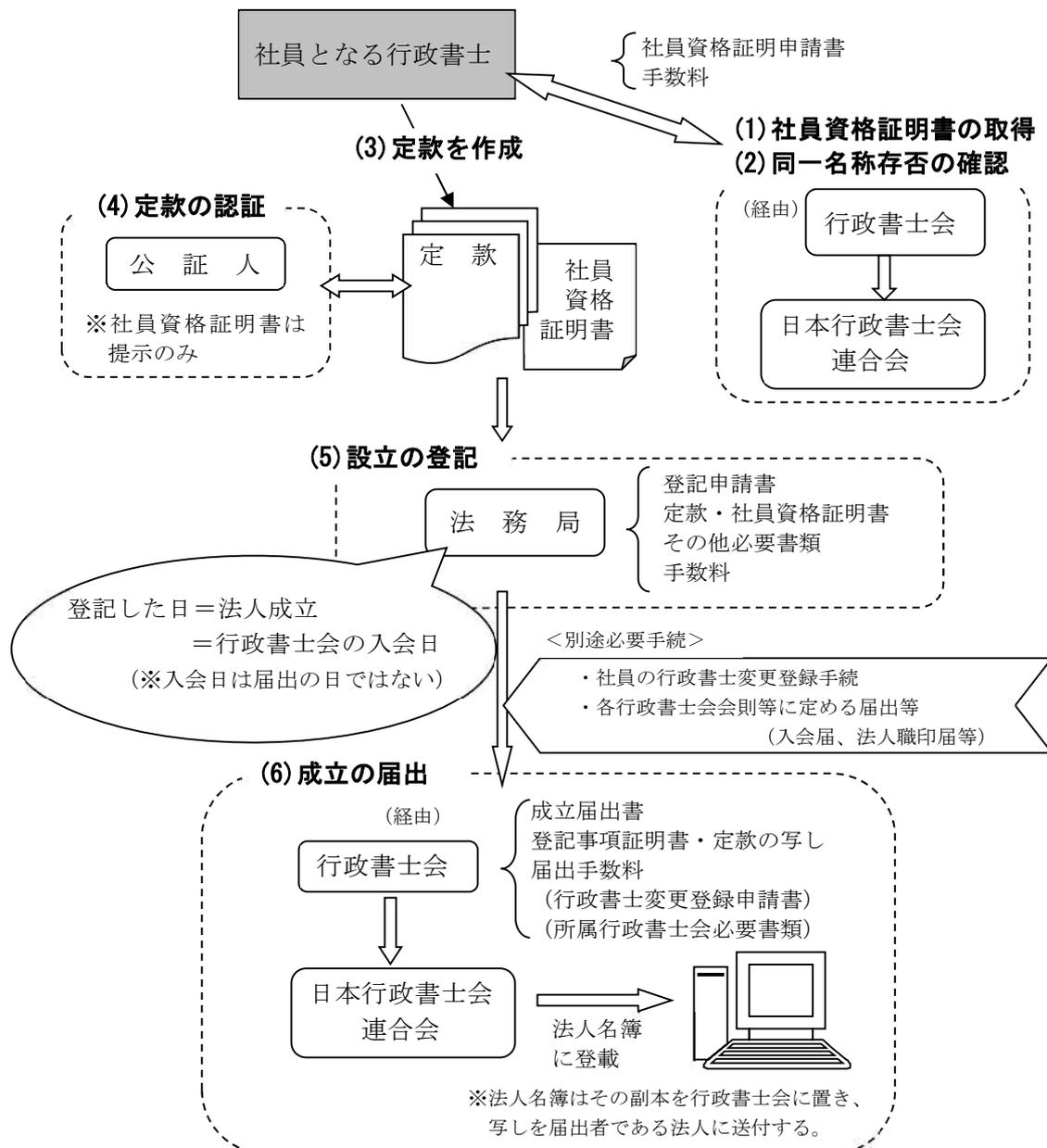


Ⅲ. 行政書士法人の設立手順の手順

1. 手順の手順の概要

行政書士法人は、行政書士の業務を行うことを目的として、行政書士が設立する法人であり（法第13条の3）、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法第13条の9）。

手順の手順の概要は以下のとおり。



XIV. 【参考】設立にかかる諸費用（概算）

【例示】東京都内に主たる事務所を置く社員数3名の行政書士法人を設立する場合

令和元年10月1日現在

区 分	摘 要	費 用	備 考
社員資格証明	社員資格証明書発行手数料 ※社員数3名の場合 2,000円×3名	6,000円	
定 款 認 証	認証手数料	50,000円	
	社員の印鑑登録証明書 ※社員数3名の場合 300円×3名	900円	
	定款謄本取得代 ※定款が5頁の場合 250円/1P×5枚	1,250円	設立登記申請に添付する
	◆4万円の印紙貼付は不要	——	〔根拠〕印紙税法別表1第六号により、課税対象でない。
設 立 登 記	登記事項証明書取得代 600円×3通 ※オンライン請求の場合、さらに安価となる。	1,800円	日行連への成立届に2通添付(1通行政書士会保管)、1通保管
	◆登録免許税は不要	——	〔根拠〕登録免許税法別表第1の課税範囲に入っていない。
日行連への届出	成立の届出手数料	20,000円	行政書士法人としての手続
	行政書士名簿の変更登録申請手数料 ※社員数3名の場合 4,000円×3名	12,000円	社員による行政書士としての手続(事務所の名称、所在地、属性等の変更)
行政書士会への入会	入会金 ※東京会の場合	200,000円	金額は行政書士会により異なる
	会 費 ※東京会の場合3ヶ月毎の納入 6,000円(月額)×3ヶ月	18,000円	月額及び入会時の納入月額数は行政書士会により異なる
そ の 他	代表者印鑑作成費 代表者印鑑証明 450円×通 ※オンライン請求の場合、さらに安価となる。 名刺作成費 看板表札等設備改装費 等		
計		309,950円	